

平成20年11月18日

学 生 諸 君 へ

学 長 中 嶋 暉 躬

告 示

最近、マスコミで報道されているとおり、各地の大学で大麻などの依存性薬物の所持や売買による逮捕者が相次いでいる。報道では、身近な薬物の誘惑が増え、冒険心や興味本位で気軽に手を出してしまう実態があるとされている。

しかし、本学は薬の専門家を養成する大学であり、諸君は、違法薬物についても、被害を食い止める側の人間として学んでいるわけである。仮にもこのような違法行為に手を染めるようなことがあれば、その道義的責任は一般の人々とは比較にならない程大きく、その意味でもきわめて厳しい糾弾にさらされることとなる。当然のことながら、所持・売買が明らかになれば、犯罪者として逮捕され、実名が全国に報道されることは免れず、退学・停学などの処分を受けるとともに、所属するクラブ等の団体も廃部処分を受け、家族・親族をはじめ関係者も社会的制裁を受けるなど、すべてを失う。

諸君は依存性薬物についても学び、その乱用の危険性を深く知り、友人等に啓発する立場に有る。大麻、覚せい剤、麻薬、向精神薬、指定薬物等の依存性薬物の所持や売買に関与することは勿論、薬物乱用に関係する人物・団体に接触するようなことはないようこの機会に再自覚を強く求める。

以上